

働く世代に向けた健康づくりの取り組みは、
山梨県の健康寿命の延長につながります。

山梨県民のための健康増進計画「健やか山梨 21(第2次)」より

- ・運動習慣者が増えない、日常生活の歩数が増えない。
- ・食塩摂取量が多い、外食や中食をする機会が多くバランスの取れた食事がとりにくい。
- ・喫煙率が高い。
- ・メタボリックシンドローム該当者及び予備群者が増えている。
- ・歯周疾患が増えている。
- ・子宮がん検診の受診率が低い。特に働く若い世代の受診率が低い。
- ・がん検診の精密検査の受診率が低い。



中小企業による人材確保

◆労働力の不足

- ・生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）が減少
- ・有効求人倍率の上昇

内閣府「選択する未来 - 人口推計から見えてくる未来像」では生産年齢人口は、2014年の6,587万人から、2030年には5,683万人、2060年には3,795万人と予測されています。

◆従業員の健康リスクにより労働力が低下

- ・既に就業している従業員の高齢化による健康課題の増加

年を重ねると様々な疾患に罹患する確率が高くなり、通院や入院の機会も増えます。40歳を過ぎると、働き方や労働環境も要因の一つとなる生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患等）のリスクが高まります。

◆いつまで働く時代になるのか

- ・定年制の延長 70歳（年金受給は5年後）

山梨県は健康寿命がトップクラス！



※過去3回（H25・H28・R1）の調査において、男女ともに全国上位2位内を維持しているのは**山梨県**のみ。

「やまなし健康経営優良企業認定制度」の認定基準・手順・申請書等は、健康増進課のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 山梨県福祉保健部健康増進課 TEL.055-223-1493 FAX.055-223-1499

お気軽にお問い合わせください。



やまなし健康経営 優良企業認定制度



事業所のみなさま！

「やまなし健康経営優良企業認定制度」（令和2年創設）をご存じですか？県では、生活習慣病のリスクの高まる働く世代の健康づくりを応援します。社員の健康増進に取り組む事業所を知事が認定する「やまなし健康経営優良企業認定」を目指しましょう。

認定された事業所には、認定証と県オリジナルロゴマークを付与します！

働く世代は健康課題が山積みです

働く世代は生活習慣病の発症リスクが高くなります。
また、仕事優先の生活で自分の健康への配慮ができない世代でもあります。

労働生産性の向上

従業員の健康リスクを排除し、日々の業務の中で持てる能力を十分に発揮できる。
組織の活性化、生産性の向上など、プラスのサイクルが生まれます。

山梨県福祉保健部健康増進課

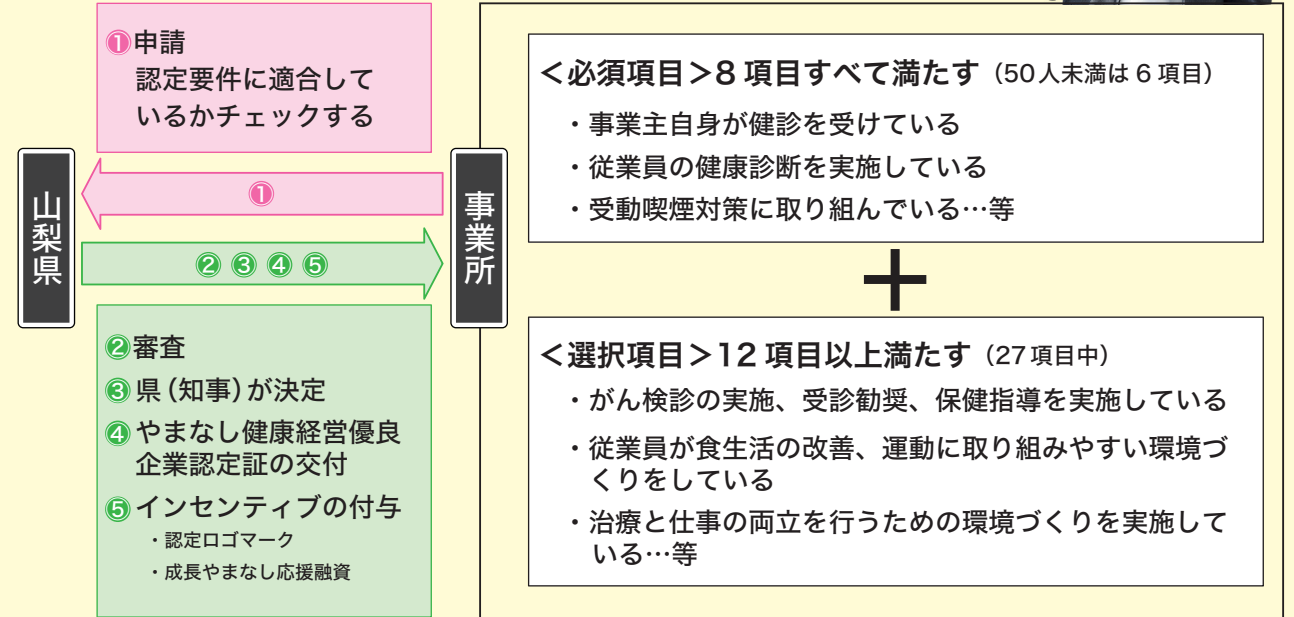
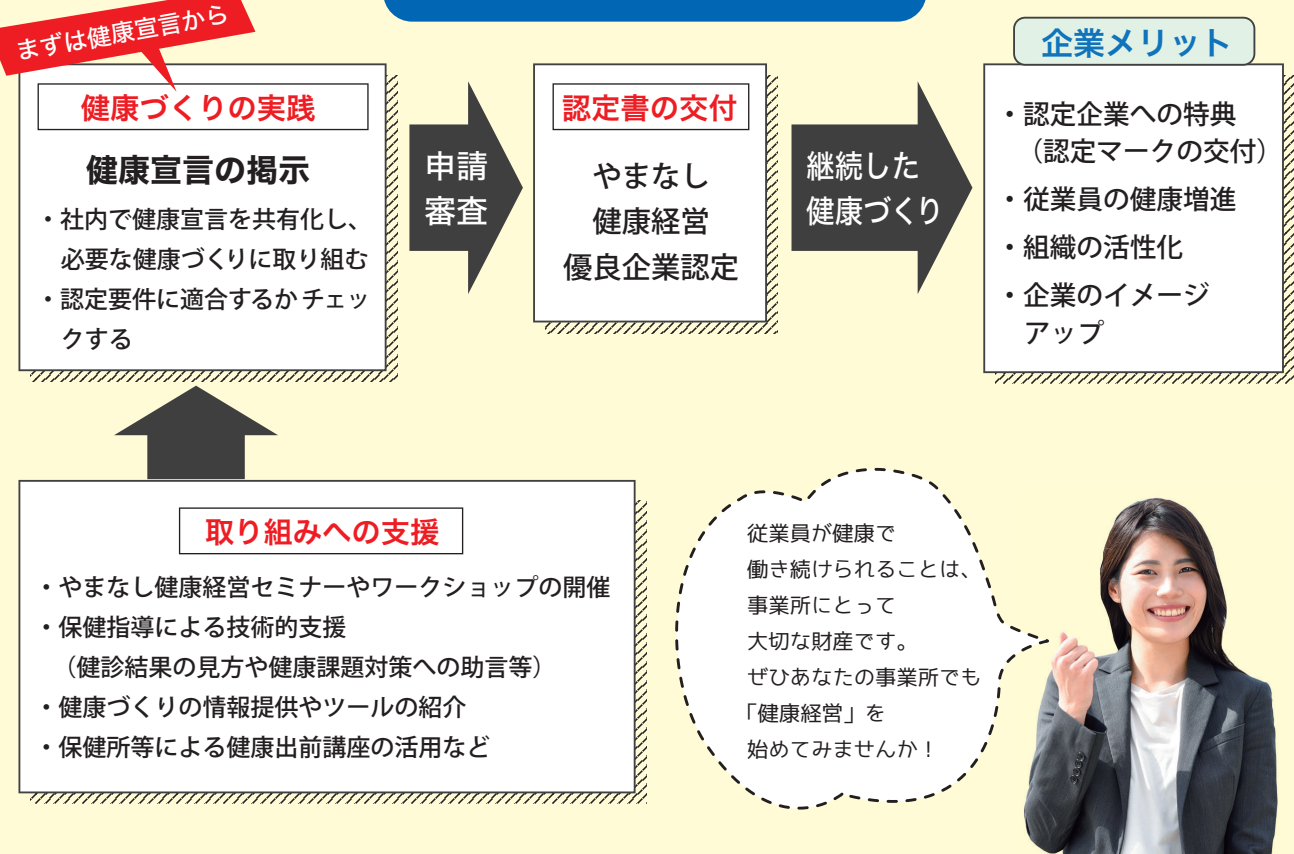
「健康経営®」とは・・・

健康経営とは、従業員の健康状態の保持・増進の取り組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点でとらえ、戦略的に実践することです。



やまなし健康経営優良企業認定企業

具体的な認定の流れ



対象

- 山梨県内で事業を行う法人、個人、団体(国・地方公共団体を除く)
- 県税の滞納がないこと
- 公的医療保険の適応事業であること

認定期間

- 認定の日から2年間
- 引き続き認定を受けるときは、有効期限が満了する30日前までに知事に申請する

やまなし健康経営優良企業の認定要件

1. やまなし健康経営優良企業の認定要件

次の1) 2) のいずれも満たしていること。

- 必要項目を全て(50人以上は8項目、50人未満の事業所は6項目)満たしている。
- 選択項目を12項目以上満たしている。

2. やまなし健康経営優良企業の認定項目

※各項目の実施状況が分かる資料の添付をお願いします。

認定項目	
〈項目1〉	事業主自身が健康診断を受診、かつ健康宣言の社内等への発信
必須1	事業主自身が健診を受けている
必須2	健康宣言(健康宣言事業所の登録)の掲示等により事業所内外に周知している
〈項目2〉	従業員の健康保持・増進に向けた取り組み体制の構築
50人以上は必須3	安全衛生委員会・衛生委員会の設置がある
必須4	健康づくり担当者・衛生担当者等を決めている
5	事業所として従業員の健康課題を把握している
〈項目3〉	労働安全法に基づく健康診断及び結果に基づく事後措置(保健指導)を実施している
必須6	定期健康診断を実施している
7	定期健康診断の受診率が100%(やむを得ない理由を除く)である
8	社内外の医師や保健師等による保健指導の機会を提供している
9	「再検査」「精密検査」が必要な従業員に受診を勧奨している
10	本人の同意のもとに「要再検査」「要精密検査」の結果を把握している
〈項目4〉	高齢者の医療等を確保する法律に基づく特定健康診査及び特定保健指導に協力している
11	医療保険者が実施する特定健康診査(メタボ健診、生活習慣病検診)を受診させている又は、医療保険者の求めに応じ、40歳以上の従業員の特定健康診査結果を医療保険者に情報提供している
12	医療保険者が実施する特定健康指導(メタボ予備群者及び該当者)を受けられる体制がある
〈項目5〉	各種がん検診の実施、受診勧奨、保健指導の実施をしている
必須13	がん検診の必要性の周知や市町村等で行うがん検診の情報提供をしている
14	がん検診や精密検査を受けやすい環境が整っている
〈項目6〉	従業員が食生活の改善に取り組むやすい環境づくりをしている
15	「メタボ」「肥満」の予防、改善に向けた食生活に関する取り組みをしている
16	「減塩」に考慮した取り組みをしている
〈項目7〉	従業員が運動に取り組むやすい環境づくりをしている
17	勤務時間中に運動をする機会を増やすための取り組みをしている
18	勤務時間外に運動をする機会を増やすための取り組みをしている
〈項目8〉	受動喫煙対策の取り組みをしている
必須19	第一種施設は敷地内禁煙、第二種施設は屋内禁煙を厳守している
20	喫煙者へ禁煙支援をしている
〈項目9〉	「歯・口腔の健康」の取り組みを実施している
21	定期的な歯科健診を促す取り組みをしている
〈項目10〉	こころの健康(メンタルヘルス対策)の取り組みを実施している
50人以上は必須22	ストレスチェックを実施している
23	悩み、困りごと、こころの健康に関する相談窓口を周知している
〈項目11〉	感染症予防の取り組みを実施している
24	インフルエンザやノロウイルス等の感染症予防に関する取り組みをしている
〈項目12〉	健康づくりに関する環境整備、社会資源を活用している
25	健康の保持増進に係る教育の機会の推進・情報発信をしている
26	事業所内に従業員が健康づくりに活用できる健康機器等が設置されている
27	県(保健所)や保健医療関係機関が実施している出張講座、市町村が実施している保健事業を活用している
28	山梨産業保健総合支援センターが実施している「産業保健研修・セミナー」を活用している
〈項目13〉	治療と仕事の両立支援を行うための環境づくりを実施している
29	治療と仕事の両立支援に関する相談窓口の明確化や情報提供を実施している
30	治療と仕事の両立支援に関する制度整備に取り組んでいる
〈項目14〉	その他、事業所で健康づくりに関する特徴的(オリジナル)な取り組みをしているまたは、県が重点的に取り組んでいる次の健康増進に関する事業に取り組んでいる
31	事業所で健康づくりに関する特徴的(オリジナル)な取り組みをしている
32	慢性腎臓病予防(クレアチニン検査の導入、医療機関への受診勧奨等)に取り組んでいる
33	従業員食堂で「やまなししぼルト定食」を提供している
34	完全敷地内禁煙(建物内及び敷地内に喫煙所をもたない)に取り組んでいる
35	子宮頸がん受診率向上事業へ参加している